

指定就労継続支援B型事業 セルフ大村 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人共生会が運営するセルフ大村（以下「事業所」という。）が行う指定就労継続支援（B型）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理・運営に関する事項を定め、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った、適切かつ円滑な指定就労支援（B型）の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、一般企業等に雇用されることが困難な利用者に対して、就労の機会を提供するとともに、生産活動及び自立生活を促進する機会の提供を通じて、知識及び能力の向上のために必要な訓練、更には就労に向けた支援を目的として、当該利用者の障害又は保護者・家族の状況やその置かれている環境に応じて、必要な助言や指導を適切かつ効果的に行う。

2 事業者は、指定就労継続支援B型の事業（以下「事業」という。）を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努める。

3 前2項の他、関係法令等を遵守し、事業を実施
(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 就労継続支援（B型）事業所 セルフ大村
所在地 長崎県大村市西部町1016-1

第4条 通常の実施地域は、大村市全域とする。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 本事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名（常勤職員）

管理者は、従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(2) 職業指導員 3名以上（常勤職員2名、非常勤職員1名）

職業指導員は、利用者の就労における指導を行うとともに、利用者が社会復帰・職業的自立を果たせるように支援等を行う。

(3) 生活支援員 3名以上（常勤職員2名、非常勤職員1名）

生活支援員は、利用者の日常生活における生活指導を行うとともに利用者の心身の特性に応じた訓練及び支援等を行う。

(4) サービス管理責任者 1名（常勤職員1名）

サービス管理責任者は、事業計画を作成し、利用者又はその家族にその内容を説明するほか、利用者の心身の状況及び当該事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握、事業所に対する事業の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行う。

(5) 目標工賃達成指導員 1名（常勤職員1名）

各都道府県において作成せれる「工賃向上計画」に基づき、当計画に掲げた工賃

目標の達成に向けて積極的に取り組むための指導員。

（利用定員）

第6条 事業所の定員は34名とする。

（営業日及び営業時間）

第7条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日及び土曜日の午前中。

（但し、作業状況によっては日、祝日に作業を行う事、又は生活面の訓練も行う事がある。）

(2) 営業時間 午前8時20分から午後5時20分までとする。

(3) サービス提供時間 午前9時から午後4時までとする。

（但し、土曜日は、午前9時から午前11時45分までとする。）

2 事業所は、日曜日、及び国民の祝日に規定する休日とする。

（但し、作業状況によっては日、祝日に作業を行う事、又は生活面の訓練も行う事がある。）

3 管理者は、必要があり、かつやむを得ない理由があるときは、管理者の承諾を得て支援日若しくは支援時間を変更することができる。

（事業の内容）

第8条 指定就労継続支援B型の内容は、次のとおりとする。

(1) 就労に必要な知識、能力を向上させるために必要な訓練。

(2) 就労の機会及び生産活動の提供。

(3) 施設外就労の提供。

(4) 実習先企業等の紹介。

(5) その他、求職活動、生活相談、健康管理等
(事業の取り扱い方針)

第9条 指定就労継続支援B型は、利用者の自立の促進、生活の質の向上等を行うことができるよう適切に行う。

- 2 事業者は、その提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。
- 3 事業の提供に当たっては、次条第1項に規定する事業計画に基づき、利用者の心身の状況及びその置かれている環境に応じて適切に行う。
- 4 従業者は、事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又は保護者・家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 5 事業の提供に当たっては、援助技術の進歩に対応し適切な援助技術をもってサービスの提供を行う。
- 6 常に利用者の心身の状況を的確に把握するとともに、必要に応じ当該利用者の心身の特性に応じた事業の提供ができる体制を整える。

(事業計画の作成等)

第10条 事業所は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、利用者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、又は、就労の移行に向けた具体的な事業計画を作成する。

2 事業所は、利用者の就労に向けた、生活の質の向上等を行うことができるよう適切に行う。

(利用者から受領する費用の額等)

第11条 事業者は、指定就労継続支援B型を提供した際は、利用者から当該事業に係る利用者負担の支払いを受ける。

- 2 事業者は、法定代理受領を行わない指定就労継続支援B型を提供した際は、利用者から障害者総合支援法第29条第3項の規定により算定された訓練等給付費の額の支払いを受ける。
- 3 日中活動において通常必要となる費用で、利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
- 4 前各項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得る。
- 5 前各項の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者又はその扶養義務者に対し交付する。

(指定就労継続支援B型の工賃の支払い)

第12条 事業所は、生産活動に従事している利用者に、事業収入から事業に必

要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払うものとする。

2 事業所は、生産活動の機会の提供に当たっては、利用者の自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めるものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第13条 利用者が事業の提供を受ける際、利用者側が留意すべき事項は、重要事項説明書に別途定めるものとする。

(主たる対象とする障害の種類)

第14条 事業所が利用者に提供する指定継続支援B型の主たる対象とする障害の種類は、次のとおりとする。

(1) 精神障害者

(2) 知的障害者

(緊急時等における対応方法)

第15条 従業者は、現に事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた際やその他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

(非常災害対策)

第16条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難救出その他必要な訓練を行う。

(虐待防止のための措置)

第17条 障害者等の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置するとともに委員会での検討結果を従業員に周知徹底する。

(苦情への対応)

第18条 事業所は、その提供したサービスに関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

2 事業所は、その提供したサービスに関し、障害者総合支援法第10条第1項の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め、又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

3 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の

規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力する。

(勤務体制の確保)

第19条 事業所は、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定め、当該施設の従業者に対し、その資質の向上のために研修の機会を次のとおり確保する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- (2) 継続研修 年1回

(秘密の保持)

第20条 事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 事業所は、従業者であった者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講ずる。

(記録の整備)

第21条 事業所は、従業者、設備、備品、会計及び利用者に対する事業所の提供に関する諸書類を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(苦情解決等)

第22条 利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等、苦情解決に関する体制を整備し、掲示するなど利用者等に周知するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第23条 通常の事業の実施地域は大村市、諫早市及び長崎市内の区域とする。

(その他)

第24条 この規程で定める事項のほか、運営に関して必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

1. この規程は、平成21年3月1日から施行する。
1. この改正規程は、平成21年6月1日から施行する。
1. この改正規程は、平成23年9月1日から施行する。
1. この改正規程は、平成23年10月1日から施行する。
1. この改正規程は、平成24年3月1日から施行する。
1. この改正規程は、平成24年9月1日から施行する。
1. この改正規程は、令和元年9月1日から施行する。
1. この改正規程は、令和2年1月9日から施行する。
- 1 この改正規定は、令和3年9月1日から施行する。
- 1 この改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

1 この改正規定は、令和4年5月1日から施行する。